

2. 定 義

- 2-1 この規格において「ベビー飲料」とは、乳児および幼児の水分補給、栄養補給および離乳を補助する目的で製造された食品をいう。ただし調製粉乳（調乳用の水を含む）は除く。
- 2-2 この規格において「イオン飲料」とは、乳児および幼児の水分および電解質補給を主たる目的としたものをいう。
- 2-3 この規格において「果実・野菜飲料」とは、電解質補給を主たる目的とせず、果実、野菜もしくはこれらの搾汁液を 50%以上配合したものをいう。
- 2-4 この規格において「その他の飲料」とは、「イオン飲料」および「果実・野菜飲料」を除くすべての飲料をいう。
- 2-5 この規格において「ウェットタイプベビー飲料」とは、密封容器に充填した液状または半固形状などのものをいう。
- 2-6 この規格において「ドライタイプベビー飲料」とは、水またはその他のものによって還元調製して摂食する粉末状、顆粒状、フレーク状、固形状などのものをいう。
- 2-7 この規格において「乳児」とは、1歳未満の児をいい、また「幼児」とは、生後1歳から1歳6ヵ月頃までの児をいう。
- 2-8 この規格において「摂食時」とは、そのままもしくは製品の表示の方法に従って調製し、乳児および幼児が飲用できるようにした状態をいう。